

## 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。  
その中で、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

### ※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発医薬品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。（選定療養は薬局でのお支払いとなります）

ご協力のほどよろしくお願いいたします。